

## 1 見直しの経緯

- 行政不服審査法は、昭和37年の制定以来、実質的な改正が行われてこなかったが、①公正性の向上、②使いやすさの向上及び③国民の救済手段の充実・拡大の観点から、時代に即した見直しが必要であるとして、総務省が平成25年6月に見直し方針をとりまとめた(別紙)。
- 総務省では、この方針に基づき改正関連法案の今期通常国会への提出を目指して作業を進めており、各省庁においても、行政不服審査制度に関わる関係法律の見直し作業を進めているところ。
- 労働保険審査官及び労働保険審査会法に基づく労働保険審査制度をはじめ、労災保険関係法律のうち行政不服審査制度に関する部分について、方針に基づき所要の見直しを行う(※)ものである。  
※改正は、「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(仮称)案」において他の法律と併せて行う予定。

## 2 労災保険関係の改正法律

- ①労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和31年法律第126号)
- ②労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)

### <労働保険審査制度における主な改正内容>

※いずれも改正後の行審法の考え方にならったもの。

- ① 不服申立ての二重前置の廃止  
→ 再審査請求を経なくても裁判所への出訴が可能
- ② 審査請求期間の延長  
→ 現行の60日から3月に延長
- ③ 標準審理期間の設定  
→ 審査官が審査請求に対する決定をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努める
- ④ 審査請求手続の計画的進行の創設  
→ 審査請求人等や審査官に対し、相互に協力し計画的に審理を進行するよう努める
- ⑤ 口頭意見陳述の充実化  
→ 利害関係者等を招集して行うとともに、申立人は処分庁に対して質問をすることができる
- ⑥ 特定審査請求手続の計画的遂行の創設  
→ 事件が複雑である等により、迅速かつ公正な審理を行うため審査請求の手続を計画的に行う必要がある場合に、審査請求人等を招集し、審査請求の手続の申立てに関する意見の聴取を行う
- ⑦ 審査請求人等による物件の閲覧  
→ 審査請求人等は、提出された文書その他の物件の謄写を求めることができる

③労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)

⇒ 見直し方針に即し、①異議申立て②不服申立前置を廃止

④石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)

⇒ 見直し方針に即し、①異議申立て②不服申立前置を廃止

### 3 施行日

「行政不服審査制度の見直し方針(概要)」において、「法案成立後は国の行政機関、地方公共団体等で準備を進めるとともに国民への周知を行い、2年以内に新制度に移行」とされている。

労働保険審査制度関係

現行法・20年法案・改正案の比較(主な項目)

| 主な項目           | 現行法   | 20年法案   | 改正案                        |
|----------------|---|---|----------------------------|
| 不服申立構造         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査請求(対審査官)</li> <li>・再審査請求(対審査会)</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・再調査請求(対処分庁)</li> <li>・審査請求(対審査会)</li> </ul>                                 | 審査官及び審査会を存置                |
| 不服申立期間         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・処分を知った日の翌日から60日以内(審査請求)</li> <li>・決定書の謄本が送付された日の翌日から60日(再審査請求)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・処分を知った日の翌日から3カ月以内(再調査請求)</li> <li>・決定書の謄本が送付された日の翌日から2カ月以内(審査請求)</li> </ul> | 20年法案と同じ                   |
| 標準審理期間         | —   | 設定するように努めることを規定   | 〃                          |
| 審査請求手続の計画的進行   | —   | 審査請求人等の審理における相互協力義務を規定  | 〃                          |
| 口頭意見陳述         | 申立てがあった場合、審査請求人等に意見を述べる機会を与える義務を規定  | (現行法に追加して)<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての審理関係人を招集して行うこと</li> <li>・申立人の処分庁に対する質問権を規定</li> </ul>      | 〃                          |
| 特定審査請求手続の計画的進行 | —   | 必要がある場合に当事者を招集し、審査請求の手続の申立てに関する意見の聴取を行うことを規定  | 〃                          |
| 物件の閲覧          | —   | 審査請求人等は、提出された文書その他の物件の閲覧を求めることができることを規定   | 〃                          |
| 不服申立前置         | 再審査請求の後でしか裁判に行けない   | 審査請求の後でしか裁判に行けない  | 審査請求を経た後、再審査請求か裁判に行くか選択できる |

# 審査請求の流れ

## 見直しのポイント

- ・二審制を維持
- ・再審査請求を経なくても出訴可能
- ・審査官の審理手続を充実

### 現行

### 裁判所

厚生労働省(大臣)

労働保険  
審査会

労働保険  
審査官

労働基準  
監督署長

③再審査請求  
(請求期間: 60日)

④裁決

⑤出訴

審査請求人(処分を受けた者)

### 改正後(主なもの)

### 裁判所

厚生労働省(大臣)

標準審理期間\*1の  
設定(努力義務)

労働保険審査官

労働保険  
審査会\*2

労働基準  
監督署長

①審査請求  
(請求期間: 3ヶ月)

②決定

③再審査請求  
(請求期間: 2ヶ月)

④裁決

③出訴

審査請求人(処分を受けた者)

**<手続の充実>**

- 頭意見陳述の充実**  
・利害関係者等を招集  
・申立人の処分庁に対する質問権
- 特定審査請求手続の計画的進行の新設**  
利害関係者等を招集し、審査請求の手続の申立てに関する意見の聴取
- 物件の謄写の要求**  
審査請求人等は、文書等の謄写を要求できる

改正行審法においては1ヶ月

※1 審査請求が審査官に対してされたときから審査官が決定をするまでに通常要すべき標準的な期間  
※2 審査会における再審査請求の手続についても、審査請求の手続と同様の見直しを行う。